

議案第 7 2 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「とする」を「及び勤勉手当とする」に改め、同条第2項前段中「、第12条」を「、第12条、第13条」に、「第16条の2本文」を「前条本文」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の手当について、所要の改正を行うものであります。